

令和5年度第2回中部ブロック居住支援勉強会

廿日市市居住支援協議会の設立について



**廿日市市 建設部 住宅政策課
課長補佐兼係長 大江芳貴**

**はつかいち生活支援センター
主任 宮本貴昭**

廿日市市は
こんなまち！

広島市の西に位置するちようどいいまち
令和5年12月1日現在
115,975人
(住民基本台帳人口)



廿日市市は
こんなまち！

どこで暮らす？

瀬戸内海から中国山地まで、南北に広がる廿日市市。
住むところによって暮らし方が変わります。
あなたはどこを選びますか？



吉和

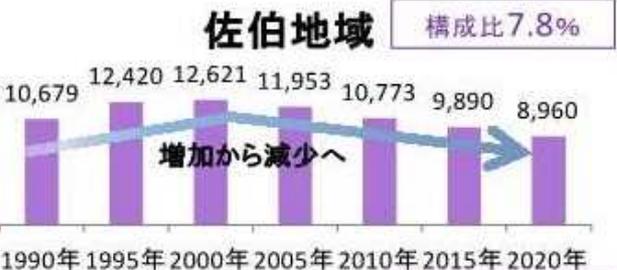
佐伯

廿日市
大野

宮島

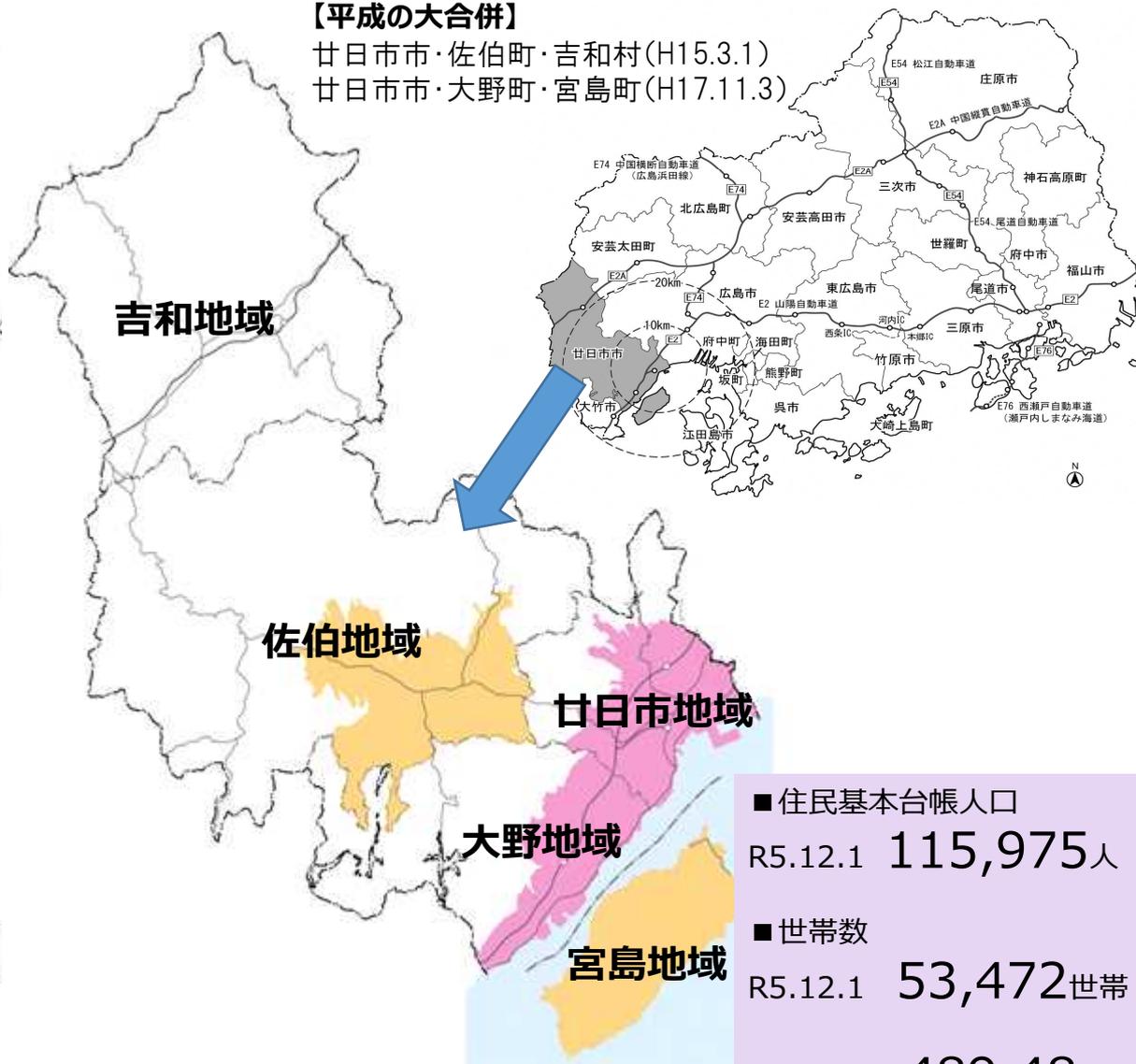
廿日市市の概況

各地域の人口推移



【平成の大合併】

廿日市市・佐伯町・吉和村(H15.3.1)
廿日市市・大野町・宮島町(H17.11.3)



- 住民基本台帳人口
R5.12.1 115,975人
- 世帯数
R5.12.1 53,472世帯
- 面積
489.48km²

◎ 廿日市市の概要

「シティブランドランキングー住みよい街2023ー」

(全国の働く世代2万人に聞いた本音の「住みよさ」ランキング)

中国・四国エリアランキング

第2位

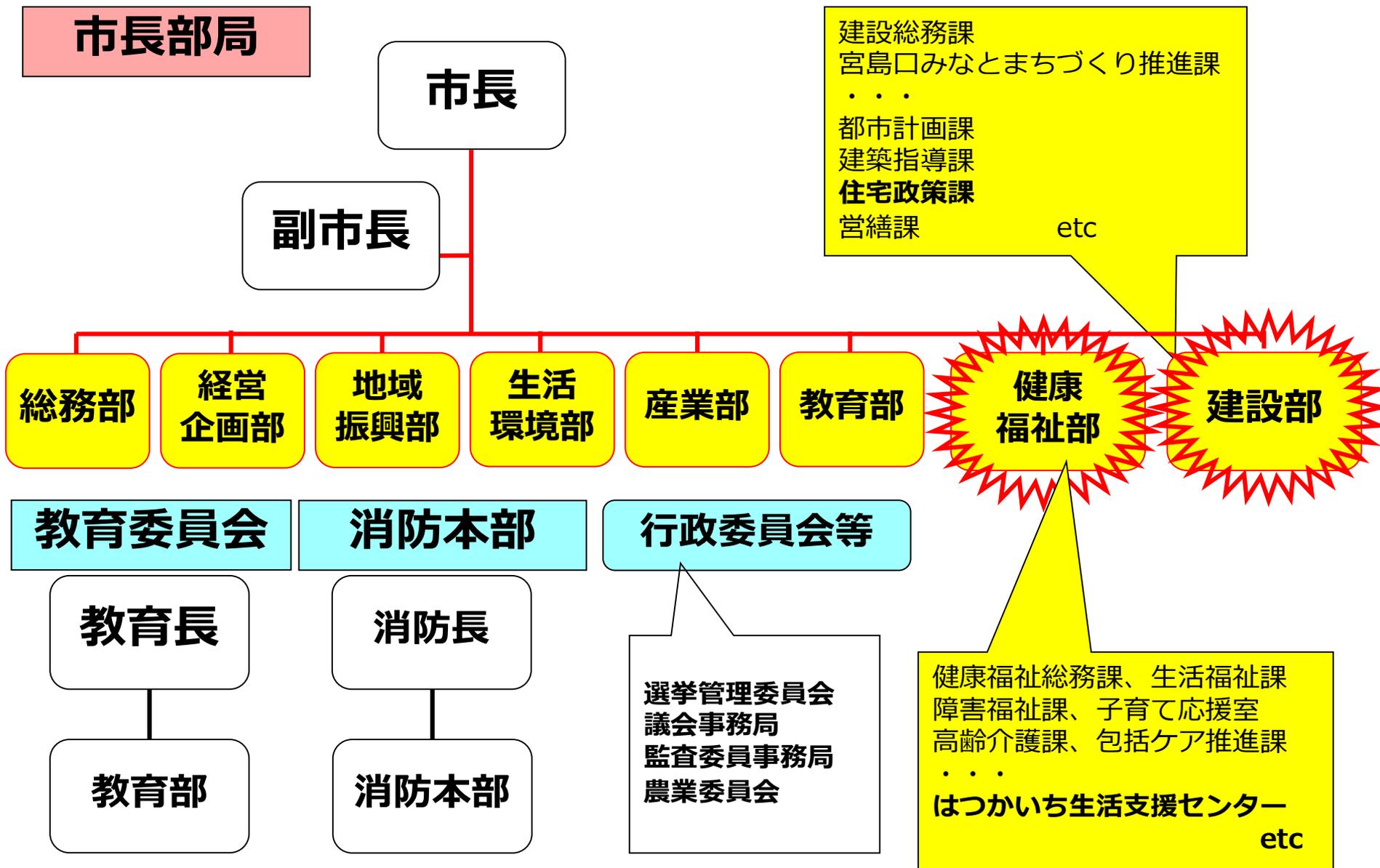
(中国地方の中では、**第1位**)

中国地方：107市町村



日経BP総合研究所主催ウェブ調査

中四国地方：202市町村



住宅政策課の体制（令和5年度）

平成28年に市営住宅業務と住宅政策、空き家対策をメイン業務とした「住宅政策課」新設

◆住宅政策課長 ・ ・ ・ 土木職

◆住宅管理係 ・ ・ ・ 事務職 3 名

- ・ 住宅確保に配慮を要する方への
住宅の企画 ・ 管理等

◆住宅企画係 ・ ・ ・ 建築職 1 名
事務職 2 名

- ・ 住宅政策の企画 ・ 立案 ・ 実施等

住宅管理係の主な業務

●市営住宅等の適正な管理

- ・ 指定管理事業者との連絡、調整、管理・監督に関すること
- ・ 市営住宅の入居や異動等に関すること
- ・ 市営住宅等の使用料の納付、減免、収入申告等に関すること
- ・ 滞納対策に関すること
- ・ 定住促進に関すること

●市営住宅等の建替え計画等の策定、推進

- ・ 市営住宅の整備に関すること
- ・ 市営住宅の長寿命化に関すること

住宅企画係の主な業務

● 住宅政策一般事業

- ・ 住宅施策に関する調査、企画及び調整に関すること
- ・ 住宅施策を通じた定住促進に関すること
- ・ 住宅に関する相談、情報提供に関すること
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること
- ・ マンション施策に関すること
- ・ **居住支援協議会の運営に関すること**

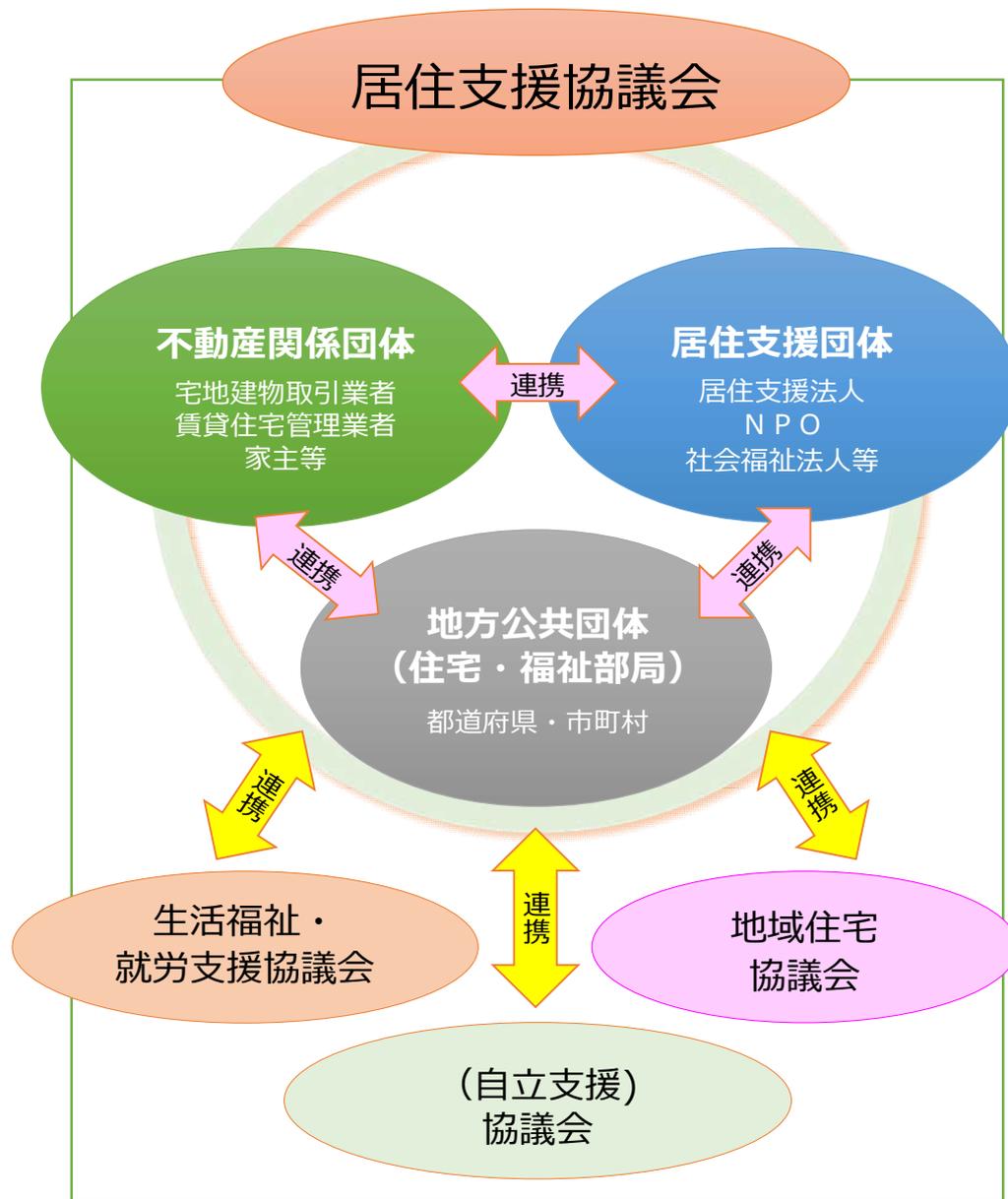
● 空き家対策推進事業

- ・ 空き家に関する相談、情報提供に関すること
- ・ 空き家バンク制度に関すること
- ・ 空家対策の推進に関する特別措置法に関すること

廿日市市居住支援協議会

の立ち上げについて

居住支援協議会の概要



➤ 住宅確保要配慮者とは
 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

全国の設定状況

132協議会が設立（令和5年9月30日時点）

県内の設定状況

広島県、広島市に次いで3番目

- 廿日市市居住支援協議会メンバー
- ・広島県宅地建物取引業協会
 - ・日本賃貸住宅管理協会
 - ・広島司法書士会
 - ・居住支援法人 4社
 - ・福祉関係団体 4団体

◆令和元(2019)年10月 廿日市市住生活基本計画 を策定

～住生活に係る施策～

【住生活の目標】	【施策の方針】
若年・子育て世帯が 住み続けられる住生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> 若年・子育て世帯が暮らしやすい住宅ストックの形成等 子育てしやすい居住環境の整備等
高齢者・障がい者等が 住み慣れた地域で安心して 暮らせる住生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者等が暮らしやすい住宅ストックの形成等 高齢者・障がい者等が暮らしやすい居住環境の整備等
誰もが安心して暮らせる 住宅セーフティネットの構築	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者の居住の支援 市営住宅等の再編と計画的な整備等
地域の魅力に包まれて 住み続けられる住生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> <住宅団地の再生> <ul style="list-style-type: none"> 多様な世帯の居住の促進 団地コミュニティの活性化 生活サービス機能の整備・充実 <中山間地域等における移住・定住の促進> <ul style="list-style-type: none"> 移住・定住の促進 定住しやすい住宅・居住環境の整備等 <快適な住宅地の形成> <ul style="list-style-type: none"> 快適な住宅地の形成
次世代に継承される 質の高い住宅ストックの形成	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い住宅の普及と次世代への継承 住宅の安全性の向上 適切なリフォームの促進 空き家の適正管理と有効活用 住宅の流通の促進
安全で安心して暮らせる 住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の安全性の向上 良好な居住環境の形成

【住生活の将来像】

『誰もが地域の魅力に包まれ、ゆとりを感じながら幸せに暮らせるまち』
—いつまでも住み続けたい、住んでみたいまち—

【目標3】誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築

■重点施策5 新たな住宅セーフティネットの構築

具体的な取組

- ・空き家、民間賃貸住宅を活用した住宅確保証配慮者の入居を拒まない賃貸住宅ストックの登録の促進と情報発信
- ・低額所得者の入居負担軽減等の検討
- ・広島県居住支援協議会を通じた住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居支援

令和元年12月

広島県居住支援協議会意見交換会を開催

本市（住宅政策課）における
居住支援のはじまり



これまでの経緯 広島県居住支援協議会への参画

【令和元年度】

- ① 12月25日 第1回:広島県居住支援協議会の概要について

【令和2年度】

- ② 11月10日 第1回:廿日市市における高齢者の住まいの状況について
- ③ 1月22日 第2回:家賃債務保証について
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居に向けた取組について



【令和3年度】

- ④ 10月4日 第1回:廿日市市における住宅確保要配慮者の住宅確保状況に関する調査結果について
- ⑤ 12月17日 第2回:廿日市市における居住支援事例について

【令和4年度】

- ⑥ 10月24日 第1回:廿日市市の今後の居住支援の在り方を考える意見交換会
- ⑦ 1月31日 第2回:廿日市市の今後の居住支援の在り方を考える意見交換会 (グループワーク)

令和4年度当初の廿日市市の考え

○広島県居住支援協議会にいつまでも頼ってはいけない。

広島県居住支援協議会を実施してきて、これ以外に

- ①居住支援庁内会議
- ②居住支援個別庁内会議
- ③居住支援勉強会

を設けることができ、話し合いができるようになってきた

○福祉・住宅の連携はできるようになってきているのでははいか。

→県の協議会となるとテーマが大きくて具体の話ができないよね・・・

→雰囲気も堅苦しくなるし・・・

→なんとなく、自分たちだけでもやれるんじゃない？

○居住支援協議会にしなくても、この連携を続ければいいのか？

○(反面)今のメンバーが代っても連携会議を続けられるのだろうか？

大江の不安・・・

R4年度
広島県が手を挙げて
伴走支援プロジェクト
がスタート！！

OR4. 4. 25 国土交通省キャラバン

・住宅セーフティネット制度の普及促進に向けた意見交換会

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 企画専門官 上野翔平様

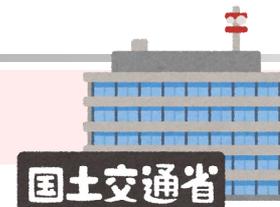
国土交通省 中国地方整備局 建政部長 諸岡昌浩様

国土交通省 中国地方整備局 建政部都市・住宅整備課 課長 矢吹慎様

広島県土木建築局住宅課 益永主査、園田主任

廿日市市 松本市長

中川健康福祉部長、久保田生活福祉課長、友重地域包括ケア推進課長
横瀬都市建築担当部長、山本住宅政策課長、大江住宅企画GL



OR4. 5. 19 広島市居住支援協議会を見学

広島市で開催される総会に参加し、協議会の内容、運営について等を学んだ。

OR4. 5. 23 広島県居住支援協議会 総会

OR4. 7. 25 庁内会議

- ・事例を共有する場があると良い
- ・支援の具体例を聞ける場があると良い

という意見を受け、相談窓口を持つ部署間で現場レベルの事例・課題を共有する場として、会議を実施。

参加部署：地域包括、子育て応援室、きらりあ、生活支援C、第一ビル、住宅政策



令和4年度の活動

OR4. 8. 9 意見交換会

- ・市、県、国交省、高齢者財団にて意見交換

意見交換から、県が伴走Pに応募し活動し始めたことを知った！！

思い

→県は市の居住支援協議会設立を目指す！市は連携会議でやっていける！

OR4. 8. 31協議（協議会設立の意義を認識）

- ・「居住支援協議会とは」（かながわ住まいまちづくり協会 入原氏より）
「居住支援協議会は、『居住支援』を共通言語にした、**なかまづくりの場**」
「困った時に集まれる場所をつくる」
「廿日市市において開催している意見交換会は、すでに居住支援協議会。
今後も引き続いて開催していくための協議会設立である」
「いつか、誰か（どこか）が、腹をくくる！」

鎌倉市居住支援協議会の事務局をされているご経験をもとに、お話いただいた。

→ 住宅政策課が「腹をくくる」きっかけになった。
が、まだ腹をくくったワケではない

令和4年度の活動

OR4. 9月初旬 建設部・住宅政策課内での検討！

- ・都市建築担当部長、住宅政策課にて協議
→居住支援協議会の設立に向けて考えていこう！！

OR4. 9月中旬から 福祉部局への働きかけ

- ・福祉保健部長、子育て担当部長に説明するため、
まずは幹事課である福祉総務課に説明

だけれども、いきなり壁にぶち当たる・・・

- ・重層的支援体制整備事業を進めており、そのなかのネットワーク会議で十分
- ・福祉部局として何をするのか明確にして欲しい
- ・マンパワーがない。仕事や会議が増えるだけ・・・etc



この時点で心が折れたけど、逆にコレを説明できればイケル！

OR4. 10.5 両福祉部長に説明！

- ・・・けど、実際には**撃沈**💧 理由は上記に加え、
 - ・住、福の連携ができてきているからその延長でよい。
 - ・協議会設置のメリットがない
 - ・仕事や会議が増えるだけ

そして、
やっぱり →



撃沈
↓
福祉部局の協力
無しには設立は
ありえないのでは
ないだろうか・・・



広島県に
廿日市市の
そのままを
報告かつ相談



○廿日市市の今後の居住支援体制に関する意見交換会（10/24）

参加団体：市（住宅部局、福祉部局）、福祉関係団体、居住支援法人、不動産関係団体等

・基調講演（かながわ住まいまちづくり協会 入原氏）

「居住支援協議会は、なかまづくりの場」

「できることを持ち寄り、それぞれの負担を減らす」

「あらたに仕組みや制度をつくる必要は無い」

「既存の制度、資源など使えるものを積極的に活用し、制度がなくても、既存を組み合わせることで使える仕組みに！！」



→ 協議会設立に向けた、関係者の機運が高まった！

○廿日市市の今後の居住支援体制に関する

意見交換会（10/24）での生のやりとり

【はつかいち生活支援センター：宮本さん】

話を伺って、「本市において協議会が必要であるかどうか」が、頭に浮かんだ。今の形が居住支援協議会だということであれば、もう本市には、協議会らしきものがすでにある と言ひ換えられる。それを、協議会までにグレードアップさせるのに疑問がある。今までも、協議会設立に向けた住宅政策課の協議に関わってきたが、この疑問があった。

協議会を作れば仲間づくりができるということだが、生活支援センターを主軸に考えると、仲間づくりも一定程度できている。

住宅政策課の方に聞いてみたい。廿日市市居住支援ネットワーク会議（居住支援協議会）をつくることを前提として、この会が開催されたということか。

【住宅政策課：大江】

今までは、県協議会のなかで、居住支援の関係者が話す機会として実施してきている。来年度以降の取り組み方を考えた中で、このままの体制を実行するため、協議会という形にする。メンバーをどうするかという検討が今後必要になってくるが、いまあるこのネットワークを続けるというための会議という形で、考えていきたい。

【はつかいち生活支援センター：宮本さん】

そういうところであれば、全面的に協力していきたい。



→ 住宅政策課が「腹をくくる」やりとりとなった。

→ 腹をくくりはしたが・・・ ⇒両福祉部長には反対されている

○10/24の意見交換会では

- ・ 不動産業界、廿日市市社協、生活支援センターから背中を押してくれる意見あり
- ・ 福祉担当課からは期待の声！！

- ・ 居住支援協議会は住宅政策課がやる！！
- ・ 福祉部局はオブザーバー参加という位置づけで考えていこう
- ・ 仕事や会議が増えるだけと福祉部局に感じさせるのではなく、住宅で困ったら居住支援協議会に頼ればよいということをアナウンスする！！

腹をくくる

ココまでで12月末……。実際に今年度中の設立は難しい？来年度でもいいのでは？

OR5. 1月初旬 広島県協議



○R5. 1月初旬 広島県協議
福祉総務課に再説明！

～立ち上げるからには基調講演会をやりたい～

○R5. 1月20日 両福祉部長に再説明！

・住宅政策課が主としてやるのならばやればいい！！

○R5. 1月26日 副市長説明

1月27日 市長説明

抱樸の奥田さんに
廿日市市で講演
していただきたい

3/8ならお越しいただける!!
設立総会・基調講演会の決定

○R5. 1月31日 (第2回)

居住支援体制に関する意見交換会。

関係者に対し、
協議会設立を宣言！

○R5. 2月13日 市長プレスリリース

○廿日市市居住支援協議会設立（3月8日）

【第1部】設立総会

会員・事務局紹介、会則制定、会長・副会長の選出



【第2部】基調講演会

- 「居住支援に関する国の取組について」（国交省 安心居住推進課）
- 「廿日市市居住支援協議会について」（廿日市市）
- 基調講演（NPO法人抱僕 奥田理事長）



国交省安心居住推進課 異課長補佐

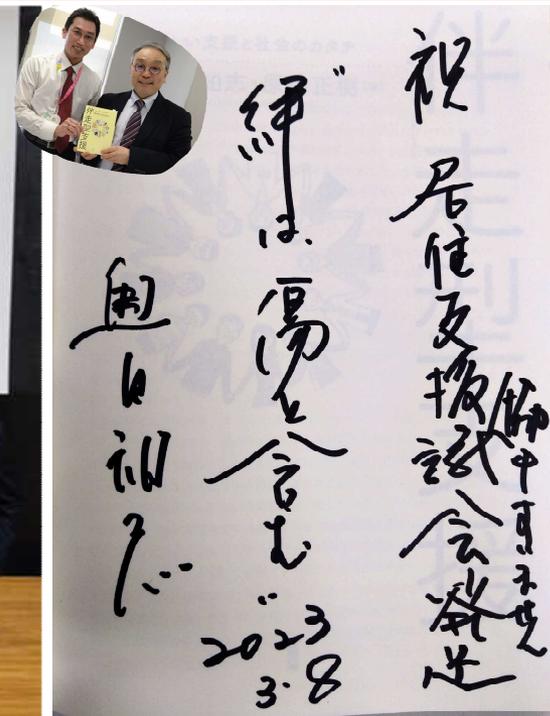
廿日市市 横瀬都市建築担当部長



NPO法人抱僕 奥田理事長

令和4年度の活動 協議会の設立

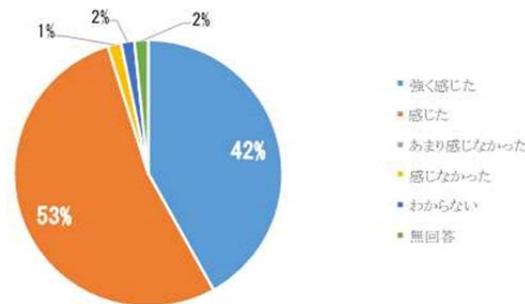
○廿日市市居住支援協議会 設立メンバー



○基調講演会アンケートより

- ・小さな地域でできる支援が確立されることを期待します。
- ・北九州のような仕組み作り、取り組みが廿日市市でできることを願ってます。
- ・協議会の必要性や目指す姿を、ぜひ広く周知していただきたいです。また、市内の地域性に応じた活動や仕組みを期待しています。
- ・関係者との連携が形骸化することなく、活発にされることを期待します。

Q8. 「居住支援」について、あなたの業務に関連があると感じましたか。



廿日市市 居住支援協議会 が立ち上がって！！

令和5年度廿日市市居住支援協議会総会

日時 令和5年6月30日（金）

場所 ウッドワンさくらびあ リハーサル室

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 自己紹介と自社の取り組み
- 4 会則について
- 5 令和4年度までの活動と今後の活動について
- 6 令和5年度の活動と予算について



【情報交換会】

- ・はつかいち生活支援センターへの住居に関する相談について
- ・廿日市市の市営住宅について
- ・意見交換

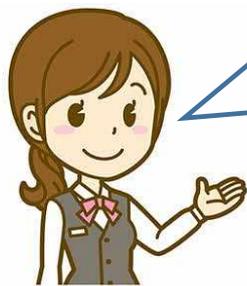
実施してみた

- ・県がいなくても、県居住支援協議会と同じように実施できた。
- ・福祉部局はオブザーバー参加という位置づけであったが、担当課からは自発的に出席いただけた。
- ・緊張感はあったが、これまでとは違う意見しやすい会議であった。
不動産業者の方から、福祉、公営住宅についての質問、意見が多くでた。

設立後の事例 空き家の活用①

R5年 夏に一本のTEL

- ・2月に妹が他界した。
- ・妹は独り身で戸建ての住宅を所有しており、家財もある。
- ・リフォームして間もない状態で、JRの駅まで徒歩10分くらい。
- ・相続は私になる。
- ・空き家状態となっているため、どうにかしたい・・・。



- ・廿日市市では、空き家バンク制度を設けてます。
- ・市では物件をHPで紹介し、所有者と購入又は賃貸希望者とのマッチングを行います。

- ・空き家バンクは生活に困っている方を対象にした制度かと思っていた。
- ・自分としては、低額所得者などの生活困窮者に住宅として活用して欲しい。



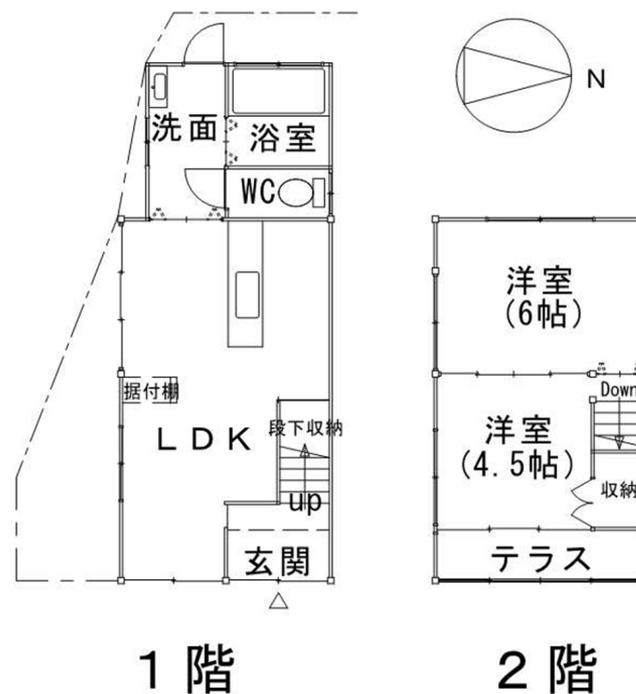
これまでであれば、バンク登録を促すまでであったが、居住支援協議会から福祉部局と相談し、次なる展開を検討することとした。

設立後の事例 空き家の活用①

はつかいち生活支援センターと情報共有のうえ現地の確認、調査を実施。

⇒調査の結果

立地条件も良く、すぐにでも住めそうな住宅であることから、居住支援協議会のメンバーに声をかけることとする。



設立後の事例 空き家の活用①

R5年 秋

居住支援協議会のメンバーである、(株)H.M.C.光風舎が興味を示し、所有者と顔合せを実施。

両者合意のもとで、売買契約を進めることとなる。



光風舎は、医療法人社団 友和会の一員であり、デイサービス、鍼灸治療院、サービス付高齢者向け住宅等を運営しており、廿日市市の一時生活支援事業なども受入れていただいている会社。

R6年 新春

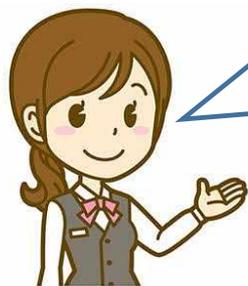
・契約に向けて現在調整中。

・光風舎は、元気な高齢者等を対象としたシェアハウスや、市の一時生活支援事業として活用できる住宅として活用することを考えている。

設立後の事例 空き家の活用②

同じようにR5年 秋に一本のTEL

- ・空き家バンクってなに？ 賃貸に出すことができる？
- ・改修しないと住めないが、空き家を所有している。
- ・1,000円/月でもいいと思ってる。
- ・借りる人が自由に改修してもいい。
- ・地域のサロンなんかに使ってもらうのもいい。
- ・住まいに困っている方に住んでもらうこともいいと思ってる。



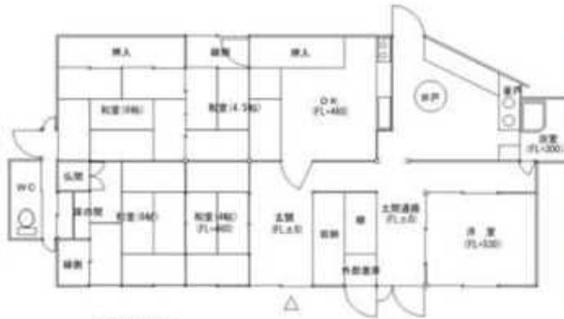
- ・空き家バンク制度を使えば賃貸に出せます。
- ・市では居住支援協議会を設け、住宅確保要配慮者に向けた取組も始めています。



- ・住宅に困っている方に使ってもらえたら嬉しい

福祉部局に、一時生活支援事業などで活用できないかを相談

設立後の事例 空き家の活用②



見取り図



外観 南側



台所 IHコンロあり



浴室 ボイラーの設置必須



便所 汲取



和室

種目	貸戸建住宅		
価格	0.1万円/月		
所在地	廿日市市上の浜一丁目		
間取	5DK		
物件名	—	管理番号	—
交通	おおのハートバス 上の浜バス停より 徒歩3分		
敷金	—	礼金	—
保証金	無	更新料	—
管理費	無		
その他一時金	—		
ランニングコスト	—		
保険	—		
間取内訳	6洋/6和×2/4和/4.5和/6DK		
建物面積	約103㎡	築年月	大正時代
規模	1階建	構造	木造
現況	空家	引渡	相談
駐車場	有		
賃貸期間	—	取引態様	媒介
設備	井戸水道、公営水道、汲取、IHコンロ		
学区	大野西小学校(1900m)、大野中学校(1900m)		
備考	土砂災害警戒区域外 家財整理予定 敷地内に駐車場あり(車のサイズによっては2台駐車可能) 下水道つなげる工事必須 浴室ボイラーの設置必須 一時的避難場所としての利用希望 空き家になった時期:15年前		

廿日市市建設部住宅政策課

廿日市市下平良1丁目11-1

TEL	0829-30-9187	物件番号	
FAX	0829-31-0999		

調査のうえ物件チラシの作成 ⇒これを基に現在協議中！！

設立後の事例 セミナーの連携等

住宅政策課では、空き家対策として終活セミナーを実施

テーマ：シニア世代の暮らし棚卸し講座～モノとココロの整理術～

第1回：「これから」を安心して暮らす整理と片付けのヒント

第2回：シニアの衣類整理を学ぼう～箆笥の衣類 片付けカードゲーム～

第3回：大切な想いを未来へつなぐ「エンディングノート」とは



令和5年度は12回実施



(R5) 廿日市中央市民センター

- ①地域包括ケア推進課：人生会議（ACP）セミナーとのコラボを実現
上記の3回のセミナーに加え
第4回人生会議～もしばなゲームをやってみよう～を開催
- ②高齢介護課：今のエンディングノートを、市のエンディングノートと一緒に
内容を考えていくことに！

住宅政策課では、
今後とも福祉部局と連携を
図っていきます。

はつかいち生活支援センターの紹介

組織名		はつかいち生活支援センター
所在地		広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 山崎本社みんなのあいプラザ3階
運営		社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会
職員数		12名（関係機関職員含む）
設立		2015年4月 （モデル事業は2014年10月開始）
事業		生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者家計改善支援事業 生活困窮者子どもの学習・生活支援事業 生活困窮者一時生活支援事業（関係機関） 生活困窮者就労準備支援事業（関係機関） 生活困窮者認定就労訓練事業（関係機関）

はつかいち生活支援センターの紹介

委託元

廿日市市 健康福祉部
生活福祉課

委託・報告

委託先

廿日市市社会福祉協議会
地域福祉課生活支援G

はつかいち生活支援センター

実施主体：

廿日市市社会福祉協議会

- ・生活支援G
- ・ボランティア活動支援G

家計改善支援事業



家計状況の「見える化」と課題の把握を行い、自ら家計管理できるよう支援します。

就労準備支援事業



すぐに職に就くことが難しい方にプログラムにそって、就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。

自立相談支援事業



本人や家族、関係者からのさまざまな相談に応じ、個別プランを作成し、支援します。

子どもの学習・生活支援事業



不登校、引きこもりの児童などを対象に学習機会や居場所の提供などの支援します。

実施主体：

医療法人社団 友和会

一般社団法人

青少年ワークスペースセンター広島

はつかいち生活支援センターの居住支援

ホームレスや強制退去など住居がない方や何らかの事情により家賃を滞納した方などの相談を受け、一時的な住居の支援や不動産会社等への同行など相談者の事情に応じた支援をします。

居住に関する相談	2021年度	2022年度	増減	増減率
新規相談件数	22	43	21	95.4%
支援決定件数	25	18	▲7	▲28.0%
住居確保給付金	20	7	▲13	▲65.0%
一時生活支援事業	5	11	6	120.0%
転居に関する相談	8	24	16	200.0%
その他	2	10	8	400.0%

※支援内容の重複あり

2022年度は転居費用の貸付や家賃滞納などの相談が増加した。



はつかいち生活支援センターの関係機関（居住支援）

居住に関する関係機関

住宅確保要配慮者支援

- 1 サービス付高齢者専用住宅**
株式会社H. M. C. 光風舎
株式会社Bonds
- 2 不動産会社**
有限会社三上不動産
株式会社リフレホーム
株式会社おうち
株式会社エイブル廿日市店
株式会社良和ハウス廿日市店
株式会社フルハウス
- 3 居住支援協議会**
廿日市市居住支援協議会

一時生活支援事業

- 1 社会福祉法人**
社会福祉法人さくら福祉会
- 2 NPO法人**
NPO法人反貧困ネットワーク広島
- 3 サービス付高齢者専用住宅**
株式会社H. M. C. 光風舎
株式会社Bonds
- 4 宿泊施設**
株式会社エヌエステー
株式会社グローバルリゾートレジデンス
- 5 不動産会社**
有限会社三上不動産
株式会社リフレホーム

はつかいち生活支援センターの関係機関紹介



組織名：株式会社H. M. C. 光風舎
所在地：広島県廿日市市串戸4丁目2-16
事業：サービス付高齢者専用住宅
 デイサービス
 鍼灸治療院

連携内容：

- ・一時生活支援事業における受け入れ機関



組織名：株式会社Bonds
 (城山の里いつくしま)

所在地：広島県廿日市市大野874-1
事業：高齢者向け住宅

連携内容：

- ・一時生活支援事業における受け入れ機関

はつかいち生活支援センターの関係機関紹介



組織名： 有限会社三上不動産

所在地： 広島県廿日市市廿日市 2丁目3-4

事業： 不動産取引業

連携内容：

- ・ 一時生活支援事業における受け入れ機関
- ・ 住宅確保要配慮者への賃貸物件の紹介



組織名： 株式会社リフレホーム

所在地： 広島県廿日市市大野原1-1-1

事業： 不動産取引業

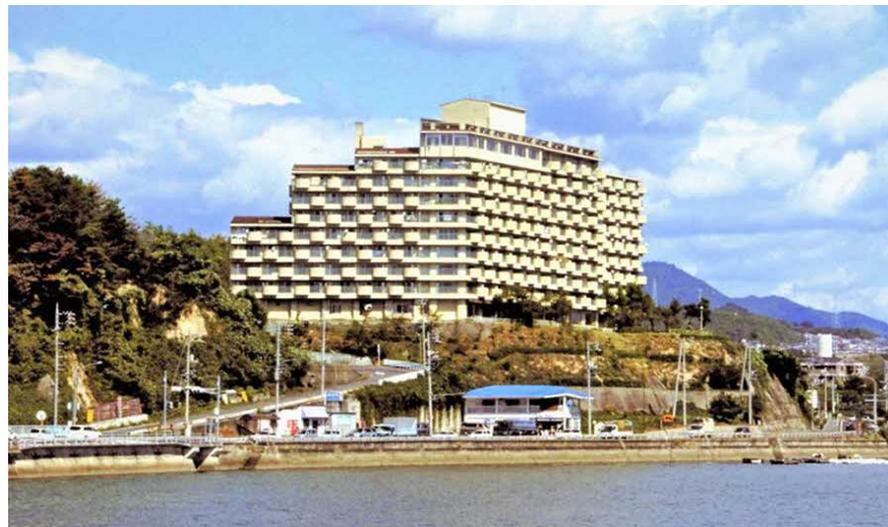
連携内容：

- ・ 一時生活支援事業における受け入れ機関
- ・ 住宅確保要配慮者への賃貸物件の紹介

はつかいち生活支援センターの関係機関紹介



組織名：株式会社エヌエスティー
（おもてなしホテル宮島）
所在地：広島県廿日市市地御前5丁目15-10
事業：不動産事業
ホテル・ホテル事業 他
連携内容：
・一時生活支援事業における受け入れ機関



組織名：株式会社グローバルリゾートレジデンス
（ほうらいの里）
所在地：広島県廿日市市大野1丁目9-17
事業：ホテル事業
不動産取引業 他
連携内容：
・一時生活支援事業における受け入れ機関

はつかいち生活支援センターの支援事例①

年代：80代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：十数年、住居がなく、収入も少ないので生活が苦しい。



初期相談



広島地方検察庁

広島地方検察庁の社会福祉アドバイザーから本人の帰る場所がないようなので支援をお願いしたいと依頼があった。



当センター

広島拘置所で本人、社会福祉アドバイザーと面談し、居住支援を含め、支援をすることとした。



関係機関

本人が出所するまでに、市の生活福祉課、地域包括支援センター、民生委員と連携を図るため、各機関に事情を説明した。

はつかいち生活支援センターの支援事例①

年代：80代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：十数年、住居がなく、収入も少ないので生活が苦しい。

初回相談

支援開始

住居決定

自立

課題整理



住居がない

本人は企業の廃棄物置き場に設置してある物置に住んでおり、住民登録は別の場所でされていた。



収入が少ない

本人は年金98,000円（1か月あたり）を受給しているが、貯金はない。



面談ができない

本人は耳が遠く、こちらの話が通じず、また、携帯電話を持っていないので連絡が取れない。

はつかいち生活支援センターの支援事例①

年代：80代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：十数年、住居がなく、収入も少ないので生活が苦しい。

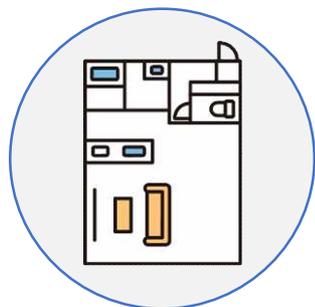
初回相談

課題整理

住居決定

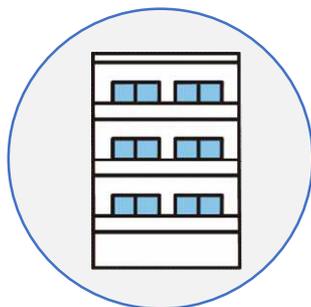
自立

支援開始



不動産会社へ相談

住居を確保するため、不動産会社に相談するが、本人の状態には、**賃貸は難しい**とのこと。



公営住宅の検討

公営住宅の入居を検討するが、**保証人がいない**ため、申込みができなかった。（後に要件廃止）



様子を見守り

サ高住等は**本人が拒否**したため、住居が見つからないまま、定期的に見守り続けていた。



前妻から連絡

支援開始から**2年が経過**した頃、前妻から連絡があり、協力を得られることとなった。

はつかいち生活支援センターの支援事例①

年代：80代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：十数年、住居がなく、収入も少ないので生活が苦しい。

初回相談

課題整理

支援開始

自立

住居決定



前妻の協力

前妻の協力を得られることになり市営住宅の申込みに際し、**保証人と緊急連絡先を確保**することができた。



住居決定

市営住宅に申込み、**2回目の申込み**で当選することができた。
※この間に保証人の要件が撤廃され、緊急連絡先のみとなった。



関係機関との連携

住居が決定したので、地域包括支援センター、民生委員などにつなぎ、地域での**生活を見守る体制**を作った。

はつかいち生活支援センターの支援事例①

年代：80代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：十数年、住居がなく、収入も少ないので生活が苦しい。

初回相談

課題整理

支援開始

住居決定

自立

“住まい”を確保し、安心できる生活へ



はつかいち生活支援センターの支援事例②

年代：50代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：職場で暴力を振るわれ、その職員が自宅に来るので、自宅に帰ることができない。



初期相談



心配ごと相談

本人から廿日市市社協が実施する「心配ごと相談」に上記主訴の内容の相談があった。



廿日市市 生活福祉課

担当相談員が本人と一緒に警察に行き、事情を話すと、市の事業を利用するよう提案され、生活福祉課につながった。



当センター

生活福祉課から連絡があり「一時生活支援事業が利用できないか」ということだった。こちらで相談を受けることとなった。

はつかいち生活支援センターの支援事例②

年代：50代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：職場で暴力を振るわれ、その職員が自宅に来るので、自宅に帰ることができない。

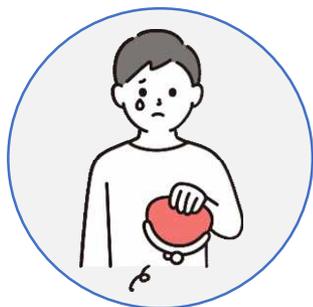
初回相談

支援開始

就労・住居決定

自立

課題整理



所持金がない

所持金：1,200円
所持金がないため、食費や交通費などが捻出できない。



住居がない

前職のトラブルにより、自宅（家族持家）に戻れない状況であった。



仕事がない

前職のトラブルにより、離職状態となっているが就労意欲はある。



障がいの疑い

面談時に統合失調症が疑われる発言（妄想）が度々あった。昔のけがで歩行に支障があった。

はつかいち生活支援センターの支援事例②

年代：50代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：職場で暴力を振るわれ、その職員が自宅に来るので、自宅に帰ることができない。

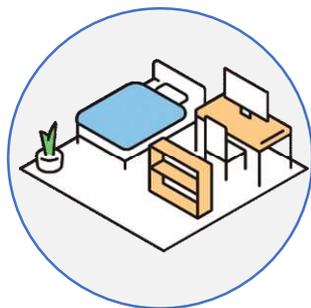
初回相談

課題整理

就労・住居決定

自立

支援開始



一時生活支援事業

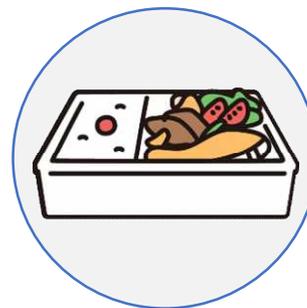
一時生活支援事業を利用し、当面の住居を確保。

グローバルリゾートレジデンスを利用。



緊急生活安定資金

社協の少額貸付を利用し、当面の交通費等を捻出した。



フードバンク事業

フードバンク事業を利用し、当面の食料を確保した。



無料職業紹介事業

無料職業紹介事業を利用し、求人3社の紹介を受けた。

はつかいち生活支援センターの支援事例②

年代：50代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：職場で暴力を振るわれ、その職員が自宅に来るので、自宅に帰ることができない。

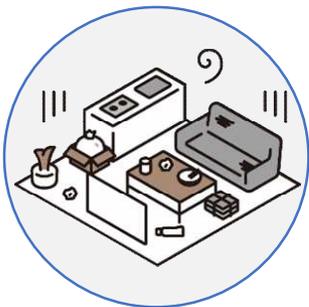
初回相談

課題整理

支援開始

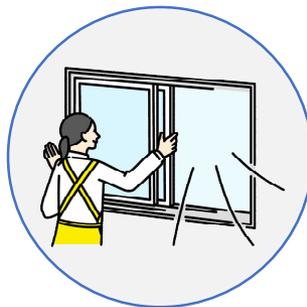
自立

就労・住居決定



生活支援

税の滞納、住居の清掃ができない
金銭管理ができないなどの**新たな課題**が浮き彫りとなった。
職員による生活指導を実施。



就労支援

本人の希望を確認し、希望に沿った**求人**を斡旋し、4社の面接を受け（職員が面接に同行）、1社採用となった。



居住支援

転居費用の貯蓄ができなかった。
不動産会社（**リフレホーム**）に協力していただき、初期費用を分割で支払うこととなった。

はつかいち生活支援センターの支援事例②

年代：50代 性別：男性 世帯構成：1人

主訴：職場で暴力を振るわれ、その職員が自宅に来るので、自宅に帰ることができない。

初回相談

課題整理

支援開始

就労・住居決定

自立



日常生活の見守り

定期的に自宅を訪問し、室内の様子を確認し、必要に応じて生活面に関する指導を実施する。



家計に関する支援

社協の日常生活自立支援事業の利用を申し込み、金銭管理などの支援を実施する。



就労に関する支援

企業と連携し、定着するまでは、就労状況の確認をすることとした。

